



令和4年4月に尾張旭市の小中学校へお子さまが入学される保護者の方へ～

就学援助制度の新入学学用品（入学準備金）を入学前に支給します

尾張旭市教育委員会

尾張旭市では、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に就学の援助を行っています。**※対象者は裏面に記載**

(就学援助制度 令和3年度の費目及び金額)

費 目		小 学 校	中 学 校
学用品費等	1年生	11,630円	1年生 22,730円
	2年生以上	13,900円	2年生以上 25,000円
新入学用品費		51,060円	60,000円
校外活動費	(宿泊無)	実費援助 (上限1,600円)	実費援助 (上限2,310円)
	(宿泊有)	実費援助	実費援助
給食費		実費援助	
修学旅行費		実費援助	
医療費		実費援助 (※学校病のみ)	
オンライン学習通信費		上限12,000円 (月額1,000円)	

費目の新入学用品（入学準備金）については令和4年4月入学予定の児童生徒の保護者を対象に入学前の令和4年2月に支給します。

1 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、「①必要な添付書類」、「②振込先が確認できるもの写し」、「③申請者の身分証明書の写し」を、「5 問い合わせ先及び送付先」まで郵送してください。(申請書は、ホームページよりダウンロードできます。)

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限り郵送にて提出してください。

2 スケジュール

令和3年 9月 受付開始

12月28日 申請期限

※申請期限までに学校教育課へ申請してください。

※入学前の支給を受けられなかった場合でも4月中に認定されれば入学後の5月に新入学用品費を支給します。

令和4年 1月中 審査及び認定

※ 認定判定の方は令和4年度の就学援助を受けることができます。

2月中旬 支給 (指定する口座へ振込)

裏 面 あ り

3 注意事項

- (1) 入学する年の3月末日以前に新入学予定児童生徒が尾張旭市外へ転出予定の保護者の方は申請できません。
- (2) 入学する年の4月に私立の小中学校に入学予定の保護者の方は申請できません。
- (3) 生活保護及び他の市区町村の制度で同様の支給を受けた保護者の方は支給を受けられません。

4 援助の対象となるかた及び必要書類

次のいずれかに該当し、教育委員会が認定したかたに支給します。

援助受給要件	申請時添付書類 ※1
(1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止されたかた	不要
(2) 尾張旭市市税条例に基づく市民税の非課税又は減免を受けたかた	非課税証明書又は減免額が記載された税額変更通知書 ※2
(3) 愛知県県税条例に基づく個人の事業税の減免を受けたかた	減免決定通知書又は減免額が記載された納税通知書
(4) 尾張旭市市税条例に基づく固定資産税の減免を受けたかた	固定資産税の減免通知書又は減免額が記載された賦課決定通知書
(5) 国民年金法に基づく国民年金の保険料の免除を受けたかた	国民年金保険料免除申請承認通知書
(6) 尾張旭市国民健康保険税条例に基づく保険税の減免又は徴収の猶予を受けたかた	国民健康保険税減免決定通知書
(7) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けたかた	児童扶養手当証書
(8) 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けたかた	貸付決定通知書
(9) 保護者が日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者のかた	公共職業安定所発行の対象者手帳
(10) その他、経済的に困窮していると教育委員会が認めたかた (世帯の所得基準は、世帯の人数、年齢等の構成により異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。)	令和2年分給与所得の源泉徴収票 令和2年分所得税の確定申告書など ※2

申請時に添付書類（※1、2）が必要となります。

※1 添付書類については、写しで可

※2 世帯員全員分を添付（証明）。ただし令和3年1月1日時点で尾張旭市に住所を有している方は不要。

5 問い合わせ先及び送付先

尾張旭市教育委員会 学校教育課 庶務係

電話 0561-76-8176（直通）

0561-53-2111（代表）内線613